

1 訪問介護費【P10】

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	併生訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
	(2) 20分以上30分未満 (250単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (396単位)										
	(4) 1時間以上 (579単位に30分を遡すことにより +84単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	所業時間が20分から起算して25分を遡すことにより157単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者福祉介護従事者研修等課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者研修等課程修了者により行われる場合 ×93/100 指定居宅訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
(2) 45分以上 (225単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 99単位)										1回につき +100単位
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)										
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)										
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)										
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計									

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度管理の対象外の算定項目

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算額の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

1 【参考】訪問型サービス費(独自)【P12】

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 1,176単位)	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 2,349単位)				
ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 3,727単位)				
ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 268単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				
ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 272単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合				
ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 287単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合				
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき 167単位) ※1月につき22回まで算定可能				
チ 初回加算	(1月につき +200単位)				
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)				
ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000) (2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000) (3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)				注 所定単位は、イからりまでにより算定した単位数の合計
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000) (2)介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)				注 所定単位は、イからりまでにより算定した単位数の合計
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)				注 所定単位は、イからりまでにより算定した単位数の合計

 : 支給限度額管理の対象の算定項目
 : 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

2-1 訪問入浴介護費【P13】

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
イ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2-2 介護予防訪問入浴介護費【P13】

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1000)					
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					

注：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

6【参考】通所型サービス費(独自)【P21】

基本部分		注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に基準を満たさない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	
イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (1月につき 1,672単位)	×70/100	×70/100	+5/100	-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき 3,428単位)				-752単位
	事業対象者・要支援1 (1月につき 384単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				-376単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき 395単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合				-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき 100単位を加算)				
ハ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)				
ニ 若年性認知症利用者受入加算	(1月につき 240単位を加算)				
ホ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)				
ヘ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)				
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)			
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)			
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)			
リ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)				
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88単位を加算)			
		事業対象者・要支援2 (1月につき 176単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)			
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 48単位を加算)				
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位(3月に1回を限度))			
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算) ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位			
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)			
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)			
ワ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)				
カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)				
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1000)				
タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計			

：支給限度額管理の対象の算定

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

7-2 介護予防通所リハビリテーション費【P32】

基本部分			注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属 する月から6月 以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スク ーニング加算	(1) 口腔・栄養スクーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上 加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向 上 (1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)									
ヌ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)								
ワ 介護職員等ベース アップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計						

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8-2 介護予防短期入所生活介護費【P36】

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			認定を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数合計数が入所定員を超えない場合	介護・看護職員の数に満たない場合	複数のユニットリーダーもユニット別に配置していない等、ユニットごとの体制が未整備である場合	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位						
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来の個室〉	要支援1 (474 単位)	×97/100	×70/100	×70/100								
		要支援2 (589 単位)												
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1 (474 単位)												
	要支援2 (589 単位)													
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (555 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100							
		要支援2 (674 単位)												
	(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室的多居室〉	要支援1 (555 単位)												
	要支援2 (674 単位)													
ハ 療養改善加算 (1日につき 3単位を加算(1日に3回を限度))	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (523 単位)											
		要支援2 (649 単位)												
	(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室的多居室〉	要支援1 (523 単位)												
	要支援2 (649 単位)													
ニ 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)												
ホ サービス提供体制強化加算 (1日につき 22単位を加算)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)												
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×83/1000)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×83/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×60/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×33/1000)												
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×27/1000)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×27/1000)												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×23/1000)												
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 十所定単位×16/1000)		(1月につき 十所定単位×16/1000)												

※ 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9イ-1 介護老人保健施設における短期入所療養介護費【P38】

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
基本部分			活動を行う動員施設等がない場合	打撃者の数及び入所者の数合計が10人を超える場合	医師、看護師、介護職員、介護士、作業療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士が専任で勤務している場合	専働のユニットリーダーをユニット毎に1名以上配置している場合	医師のケア加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態観察加算	緊急時対応加算	緊急時対応加算	緊急時対応加算	緊急時対応加算	緊急時対応加算														
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240 単位	+200 単位 (7 日単位 確保)	+90 単位 (7 日/中心を 得ない事情が 発生した場合に 4 日)を減算)	+120 単位	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位	1日につき +46 単位													
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (794 単位)																									
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <多床室>【基本型】	要介護1 (938 単位)																									
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (1044 単位)																									
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(E)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (891 単位)																									
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <多床室>【療養型】	要介護1 (1057 単位)																									
		(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(F)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <従来型個室>【療養型】													要介護1 (857 単位)												
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <多床室>【療養型】													要介護1 (1023 単位)												
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(G)		a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <従来型個室>【基本型】													要介護1 (752 単位)												
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <多床室>【基本型】													要介護1 (811 単位)												
		(2) ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)													a ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室>【基本型】	要介護1 (752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240 単位	+200 単位 (7 日単位 確保)	+90 単位 (7 日/中心を 得ない事情が 発生した場合に 4 日)を減算)	+120 単位	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位
																b ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <ユニツト型個室>【在宅強化型】	要介護1 (811 単位)											
	c 経済的ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室の多床室>【基本型】															要介護1 (944 単位)												
	d 経済的ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <ユニツト型個室の多床室>【在宅強化型】															要介護1 (1049 単位)												
	(二) ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(H)		a ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室>【療養型】													要介護1 (891 単位)												
			b 経済的ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室の多床室>【療養型】													要介護1 (944 単位)												
(三) ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)			a ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室>【療養型】	要介護1 (857 単位)																								
			b 経済的ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (944 単位)																								
	(四) ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)		a ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室>【基本型】	要介護1 (752 単位)																								
			b 経済的ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <ユニツト型個室の多床室>【基本型】	要介護1 (811 単位)																								
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満	(850 単位)																								
			(二) 4時間以上8時間未満	(908 単位)																								
	(三) 8時間以上24時間未満		(1,269 単位)																									
	注 特別療養費		(一) 療養体維持特別加算(1) (二) 療養体維持特別加算(II)	(1日につき 27 単位を加算) (1日につき 57 単位を加算)																								
注 療養体維持特別加算	(一) 療養体維持特別加算(1) (二) 療養体維持特別加算(II)		(1日につき 27 単位を加算) (1日につき 57 単位を加算)																									
(4) 総合医学管理加算	(利用中に7日を超過し、1日につき275単位を加算)																											
(5) 療養体維持加算	(1日につき 8 単位を加算(1日に3回を限度))																											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 3 単位を加算) (1日につき 4 単位を加算)																										
(7) 緊急時対応療養費	(一) 緊急時対応療養費(1) (二) 緊急時対応療養費(II)	(1日につき18単位を算定) (1日につき18単位を算定)																										
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (二) サービス提供体制強化加算(II) (三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 22 単位を加算) (1日につき 18 単位を加算) (1日につき 6 単位を加算)																										
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき + 所定単位数 × 99 / 1000) (1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000) (1月につき + 所定単位数 × 16 / 1000)																										
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき + 所定単位数 × 21 / 1000) (1月につき + 所定単位数 × 17 / 1000)																										
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位数 × 8 / 1000)																											
注 特定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																												
注 特定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																												
注 特定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																												

注：「特別療養費」「緊急時対応療養費」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)	
(3) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養基老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養基老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	(二) 特定治療	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×39/1000)	※ 所定単位は、(1)から(7)までに計算した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×29/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×16/1000)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×21/1000)	※ 所定単位は、(1)から(7)までに計算した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×17/1000)	
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×8/1000)	※ 所定単位は、(1)から(7)までに計算した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

90 一 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費 [P42]

基本部分	他のサービスに併せて提供されるサービスに該当しないもの	利用者の数に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合	診療の提供に個人差がある場合			
(1) 療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 療養病床短期入所療養介護費 (I) 看護<01>介護<01> 療養第1 (709 単位) 療養第2 (813 単位) 療養第3 (1,062 単位) 療養第4 (1,139 単位) 療養第5 (1,227 単位) 療養第6 (1,315 単位) 療養第7 (1,403 単位) 療養第8 (1,491 単位) 療養第9 (1,579 単位) 療養第10 (1,667 単位) 療養第11 (1,755 単位) 療養第12 (1,843 単位) 療養第13 (1,931 単位) 療養第14 (2,019 単位) 療養第15 (2,107 単位) 療養第16 (2,195 単位) 療養第17 (2,283 単位) 療養第18 (2,371 単位) 療養第19 (2,459 単位) 療養第20 (2,547 単位) 療養第21 (2,635 単位) 療養第22 (2,723 単位) 療養第23 (2,811 単位) 療養第24 (2,899 単位) 療養第25 (2,987 単位) 療養第26 (3,075 単位) 療養第27 (3,163 単位) 療養第28 (3,251 単位) 療養第29 (3,339 単位) 療養第30 (3,427 単位) 療養第31 (3,515 単位) 療養第32 (3,603 単位) 療養第33 (3,691 単位) 療養第34 (3,779 単位) 療養第35 (3,867 単位) 療養第36 (3,955 単位) 療養第37 (4,043 単位) 療養第38 (4,131 単位) 療養第39 (4,219 単位) 療養第40 (4,307 単位) 療養第41 (4,395 単位) 療養第42 (4,483 単位) 療養第43 (4,571 単位) 療養第44 (4,659 単位) 療養第45 (4,747 単位) 療養第46 (4,835 単位) 療養第47 (4,923 単位) 療養第48 (5,011 単位) 療養第49 (5,099 単位) 療養第50 (5,187 単位) 療養第51 (5,275 単位) 療養第52 (5,363 単位) 療養第53 (5,451 単位) 療養第54 (5,539 単位) 療養第55 (5,627 単位) 療養第56 (5,715 単位) 療養第57 (5,803 単位) 療養第58 (5,891 単位) 療養第59 (5,979 単位) 療養第60 (6,067 単位)																		
(2) 療養病床経過短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 療養病床経過短期入所療養介護費 (I) 看護<01>介護<01> 療養第1 (824 単位) 療養第2 (912 単位) 療養第3 (1,000 単位) 療養第4 (1,088 単位) 療養第5 (1,176 単位) 療養第6 (1,264 単位) 療養第7 (1,352 単位) 療養第8 (1,440 単位) 療養第9 (1,528 単位) 療養第10 (1,616 単位) 療養第11 (1,704 単位) 療養第12 (1,792 単位) 療養第13 (1,880 単位) 療養第14 (1,968 単位) 療養第15 (2,056 単位) 療養第16 (2,144 単位) 療養第17 (2,232 単位) 療養第18 (2,320 単位) 療養第19 (2,408 単位) 療養第20 (2,496 単位) 療養第21 (2,584 単位) 療養第22 (2,672 単位) 療養第23 (2,760 単位) 療養第24 (2,848 単位) 療養第25 (2,936 単位) 療養第26 (3,024 単位) 療養第27 (3,112 単位) 療養第28 (3,200 単位) 療養第29 (3,288 単位) 療養第30 (3,376 単位) 療養第31 (3,464 単位) 療養第32 (3,552 単位) 療養第33 (3,640 単位) 療養第34 (3,728 単位) 療養第35 (3,816 単位) 療養第36 (3,904 単位) 療養第37 (3,992 単位) 療養第38 (4,080 単位) 療養第39 (4,168 単位) 療養第40 (4,256 単位) 療養第41 (4,344 単位) 療養第42 (4,432 単位) 療養第43 (4,520 単位) 療養第44 (4,608 単位) 療養第45 (4,696 単位) 療養第46 (4,784 単位) 療養第47 (4,872 単位) 療養第48 (4,960 単位) 療養第49 (5,048 単位) 療養第50 (5,136 単位)	25単位	×70/100	×90/100	×50/100														
(3) ユニタイプ療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタイプ療養病床短期入所療養介護費 (I) 看護<01>介護<01> 療養第1 (835 単位) 療養第2 (943 単位) 療養第3 (1,172 単位) 療養第4 (1,259 単位) 療養第5 (1,355 単位) 療養第6 (1,451 単位) 療養第7 (1,547 単位) 療養第8 (1,643 単位) 療養第9 (1,739 単位) 療養第10 (1,835 単位) 療養第11 (1,931 単位) 療養第12 (2,027 単位) 療養第13 (2,123 単位) 療養第14 (2,219 単位) 療養第15 (2,315 単位) 療養第16 (2,411 単位) 療養第17 (2,507 単位) 療養第18 (2,603 単位) 療養第19 (2,699 単位) 療養第20 (2,795 単位) 療養第21 (2,891 単位) 療養第22 (2,987 単位) 療養第23 (3,083 単位) 療養第24 (3,179 単位) 療養第25 (3,275 単位) 療養第26 (3,371 単位) 療養第27 (3,467 単位) 療養第28 (3,563 単位) 療養第29 (3,659 単位) 療養第30 (3,755 単位) 療養第31 (3,851 単位) 療養第32 (3,947 単位) 療養第33 (4,043 単位) 療養第34 (4,139 単位) 療養第35 (4,235 単位) 療養第36 (4,331 単位) 療養第37 (4,427 単位) 療養第38 (4,523 単位) 療養第39 (4,619 単位) 療養第40 (4,715 単位) 療養第41 (4,811 単位) 療養第42 (4,907 単位) 療養第43 (5,003 単位) 療養第44 (5,099 単位) 療養第45 (5,195 単位) 療養第46 (5,291 単位) 療養第47 (5,387 単位) 療養第48 (5,483 単位) 療養第49 (5,579 単位) 療養第50 (5,675 単位)	70単位	×70/100	×90/100	×97/100														
(4) ユニタイプ療養病床経過短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタイプ療養病床経過短期入所療養介護費 (I) 看護<01>介護<01> 療養第1 (939 単位) 療養第2 (943 単位) 療養第3 (1,172 単位) 療養第4 (1,259 単位) 療養第5 (1,355 単位) 療養第6 (1,451 単位) 療養第7 (1,547 単位) 療養第8 (1,643 単位) 療養第9 (1,739 単位) 療養第10 (1,835 単位) 療養第11 (1,931 単位) 療養第12 (2,027 単位) 療養第13 (2,123 単位) 療養第14 (2,219 単位) 療養第15 (2,315 単位) 療養第16 (2,411 単位) 療養第17 (2,507 単位) 療養第18 (2,603 単位) 療養第19 (2,699 単位) 療養第20 (2,795 単位) 療養第21 (2,891 単位) 療養第22 (2,987 単位) 療養第23 (3,083 単位) 療養第24 (3,179 単位) 療養第25 (3,275 単位) 療養第26 (3,371 単位) 療養第27 (3,467 単位) 療養第28 (3,563 単位) 療養第29 (3,659 単位) 療養第30 (3,755 単位) 療養第31 (3,851 単位) 療養第32 (3,947 単位) 療養第33 (4,043 単位) 療養第34 (4,139 単位) 療養第35 (4,235 単位) 療養第36 (4,331 単位) 療養第37 (4,427 単位) 療養第38 (4,523 単位) 療養第39 (4,619 単位) 療養第40 (4,715 単位) 療養第41 (4,811 単位) 療養第42 (4,907 単位) 療養第43 (5,003 単位) 療養第44 (5,099 単位) 療養第45 (5,195 単位) 療養第46 (5,291 単位) 療養第47 (5,387 単位) 療養第48 (5,483 単位) 療養第49 (5,579 単位) 療養第50 (5,675 単位)																		
(5) 特定短期療養病床短期入所療養介護費	(一) 0時間以上8時間未満 (二) 8時間以上8時間未満 (三) 6時間以上8時間未満 療養第1 (970 単位) 療養第2 (928 単位) 療養第3 (886 単位) 療養第4 (844 単位) 療養第5 (802 単位)																		
(6) 療養介護料 (1日につき 8単位を加算(1日につき3日を超えない))																			
(7) 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)																			
(8) 特定診察費																			
(9) サービス提供体制強化加算 (I) サービス提供体制強化加算 (II) サービス提供体制強化加算 (III)																			
(10) 介護職員処遇改善加算 (I) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (III)																			
(11) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)																			
(12) 介護職員等一時的な処遇改善加算 (1日につき 4単位を加算(1日につき10時間未満))																			

※ 療養の人員配置調整を要する場合には、短期超過措置費を適用しない。
 ※ 夜間活動加算費を適用する場合は、夜間活動等看護加算を適用しない。

9口ー2 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 [P46]

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
基本部分			介護を行う職員1名につき1単位を算定しない場合	利用者の数及び介護者の数の合計が10名を超え、かつ介護を受ける者が1名以上いる場合	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する	看護士の看護業務に必要となる看護士が不足する場合は、不足する看護士の数を算定する			
(1) 前掲療養病床を有する病院に短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 前掲療養病床に短期入所療養介護費 (1) 看護<E1>介護<E1>	a 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)																							
		b 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <療養機能強化型A>	要支援2 (672 単位)																							
		c 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型B>	要支援1 (564 単位)																							
		d 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(III) <従来型個室>	要支援2 (701 単位)																							
		e 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV) <多床室>	要支援1 (564 単位)																							
		f 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A>	要支援2 (701 単位)																							
	(二) 前掲療養病床に短期入所療養介護費 (2) 看護<E1>介護<E1>	a 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)																							
		b 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <療養機能強化型>	要支援2 (672 単位)																							
		c 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型B>	要支援1 (564 単位)																							
		d 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(III) <多床室>	要支援2 (701 単位)																							
		e 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV) <多床室>	要支援1 (564 単位)																							
		f 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A>	要支援2 (701 単位)																							
(三) 前掲療養病床に短期入所療養介護費 (3) 看護<E1>介護<E1>	a 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)																								
	b 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <療養機能強化型>	要支援2 (672 単位)																								
	c 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型B>	要支援1 (564 単位)																								
	d 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(III) <多床室>	要支援2 (701 単位)																								
	e 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV) <多床室>	要支援1 (564 単位)																								
	f 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A>	要支援2 (701 単位)																								
(2) 前掲療養病床を有する病院に短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 前掲療養病床に短期入所療養介護費 (1) 看護<E1>介護<E1>	a 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)																							
		b 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <療養機能強化型>	要支援2 (672 単位)																							
		c 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型B>	要支援1 (564 単位)																							
	(二) 前掲療養病床に短期入所療養介護費 (2) 看護<E1>介護<E1>	a 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)																							
		b 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(1) <療養機能強化型>	要支援2 (672 単位)																							
		c 前掲療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型B>	要支援1 (564 単位)																							
(3) ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (I) <ユニオミ型個室>	a ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニオミ型個室>	要支援1 (619 単位)																							
		b ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A>	要支援2 (779 単位)																							
		c ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B>	要支援1 (619 単位)																							
	(二) 経過的ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (I) <ユニオミ型個室の多床室>	a 経過的ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニオミ型個室の多床室>	要支援1 (619 単位)																							
		b 経過的ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A>	要支援2 (779 単位)																							
		c 経過的ユニオミ型療養施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B>	要支援1 (619 単位)																							
(4) ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (I) <ユニオミ型個室>	要支援1 (619 単位)																								
	(二) 経過的ユニオミ型療養施設に短期入所療養介護費 (II) <ユニオミ型個室の多床室>	要支援2 (779 単位)																								
(5) 療養費加算 (1日につき 6単位を加算(1日に超過を標準))																										
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)																								
	(二)認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)																								
(7) 特定診療費																										
(8) ワービス提供体制強化加算	(一) ワービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)																								
	(二) ワービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 16単位を加算)																								
	(三) ワービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)																								
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	※ 所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																								
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	※ 所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																								
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	※ 所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																								
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	※ 所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	※ 所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計																								
(11) 介護職員等特定処遇改善加算(3) (1日につき 5単位を加算)																										

※ 医師の人員配置を適用する場合は、医師は標準配置を適用しない。
 ※ 夜間勤務料加算を適用する場合には、夜間勤務料等看護料を適用しない。

9ハ-1 診療所における短期入所療養介護費【P48】

基本部分		注	注	注	注	注	注	注									
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	部下補が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合								
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (690 単位) 要介護2 (740 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (839 単位) 要介護5 (889 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位							
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717 単位) 要介護2 (770 単位) 要介護3 (822 単位) 要介護4 (874 単位) 要介護5 (926 単位)														
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708 単位) 要介護2 (759 単位) 要介護3 (810 単位) 要介護4 (861 単位) 要介護5 (913 単位)														
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (796 単位) 要介護2 (846 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (945 単位) 要介護5 (995 単位)														
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (934 単位) 要介護4 (985 単位) 要介護5 (1,037 単位)														
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (921 単位) 要介護4 (971 単位) 要介護5 (1,023 単位)														
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (611 単位) 要介護2 (656 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (746 単位) 要介護5 (790 単位)														
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (719 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (808 単位) 要介護4 (853 単位) 要介護5 (898 単位)														
	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (918 単位) 要介護4 (967 単位) 要介護5 (1,017 単位)								×97/100						
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (846 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,054 単位)														
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (836 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)														
		(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (918 単位) 要介護4 (967 単位) 要介護5 (1,017 単位)														
		(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846 単位) 要介護2 (899 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,001 単位) 要介護5 (1,054 単位)														
		(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)														
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)														
		(二) 4時間以上6時間未満	(928 単位)														
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)														
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)														
		(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)														
(6) 特定診療費																	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)															
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)															
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)															
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき 所定単位×26/1000)															
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき 所定単位×19/1000)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき 所定単位×10/1000)															
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき 所定単位×15/1000)															
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき 所定単位×11/1000)															
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×5/1000)																

注 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

9ハー2 診療所における介護予防短期入所療養介護費【P49】

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (652 単位)						
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)						
			要支援2 (679 単位)						
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (670 単位)						
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多居室>	要支援1 (577 単位)							
		要支援2 (731 単位)							
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多居室>	要支援1 (610 単位)							
		要支援2 (764 単位)							
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多居室>	要支援1 (599 単位)							
		要支援2 (753 単位)							
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)	×97/100						
		要支援2 (576 単位)							
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (526 単位)							
		要支援2 (664 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位)							
		要支援2 (759 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位)							
		要支援2 (787 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (621 単位)							
		要支援2 (777 単位)							
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (603 単位)							
		要支援2 (759 単位)							
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (630 単位)							
		要支援2 (787 単位)							
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多居室>	要支援1 (621 単位)							
		要支援2 (777 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算									
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)									
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)									
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(8) 介護職員等特定処遇改善加算			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)									
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)									
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9-2-1 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費 【P50】

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,108 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,150 単位)								
		要介護2 (1,216 単位)									
		要介護3 (1,280 単位)									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,124 単位)							
			要介護2 (1,193 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,260 単位)								
		要介護2 (1,324 単位)									
		要介護3 (1,392 単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,091 単位)								
			要介護2 (1,158 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,166 単位)								
		要介護2 (1,232 単位)									
		要介護3 (1,299 単位)									
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,049 単位)									
		要介護2 (1,116 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,180 単位)									
	要介護2 (1,247 単位)										
	要介護3 (1,312 単位)										
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (881 単位)									
		要介護2 (947 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (990 単位)									
	要介護2 (1,055 単位)										
	要介護3 (1,121 単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (786 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		要介護2 (850 単位)									
		要介護3 (917 単位)									
		要介護4 (983 単位)									
		要介護5 (1,048 単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (894 単位)									
		要介護2 (960 単位)									
		要介護3 (1,025 単位)									
		要介護4 (1,091 単位)									
		要介護5 (1,156 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位)	×97/100						
			要介護2 (1,236 単位)								
		b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位)								
		要介護2 (1,236 単位)									
		要介護3 (1,303 単位)									
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,115 単位)							
			要介護2 (1,183 単位)								
		b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,115 単位)								
		要介護2 (1,183 単位)									
		要介護3 (1,253 単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,288 単位)									
(5) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)									
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給調査対象外の算定項目

9二-2 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 【P52】

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (997 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (941 単位)						
		要支援2 (1,099 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (767 単位)					
			要支援2 (941 単位)						
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>		要支援1 (826 単位)						
	要支援2 (1,021 単位)								
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
		要支援2 (912 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (804 単位)						
		要支援2 (994 単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-12単位	
			要支援2 (896 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (791 単位)						
		要支援2 (977 単位)							
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)					
			要支援2 (835 単位)						
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>		要支援1 (780 単位)						
	要支援2 (940 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (577 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要支援2 (742 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (637 単位)							
		要支援2 (822 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×97/100		
			要支援2 (1,120 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)						
		要支援2 (1,120 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)					
			要支援2 (1,048 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)						
		要支援2 (1,048 単位)							

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9ホ一2 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費【P58】

基本部分	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	利用者の状態 が介護医療院 の定める基準 に適合しない 場合	
(1) 介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護予防 短期入所療養介護費 (1)	a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (590 単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (729 単位)								
	a 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援1 (652 単位)									
	b 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援2 (810 単位)									
	a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (579 単位)									
	b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (719 単位)									
(2) 介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護予防 短期入所療養介護費 (1)	a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (563 単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (700 単位)								
	a 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援1 (623 単位)									
	b 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援2 (781 単位)									
	a 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (562 単位)									
	b 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (689 単位)									
(3) 特別介護 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 特別介護 短期入所療養介護費 (1)	a 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (539 単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		b 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (665 単位)								
	a 2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援1 (593 単位)									
	b 2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2) <従来型標準>	要支援2 (743 単位)									
	a 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援1 (510 単位)									
	b 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型標準>	要支援2 (629 単位)									
(4) ユニタ型 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 介護予防短期入所療養介護費 (1)	a ユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (873 単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		b 経過のユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (834 単位)								
	a ユニタ型 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (863 単位)									
	b 経過のユニタ型 2 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (824 単位)									
	a ユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (833 単位)									
	b 経過のユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (804 単位)									
(5) ユニタ型 特別介護短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 特別介護短期入所療養介護費 (1)	a ユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (889 単位)	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	
		b ユニタ型 2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (838 単位)								
	a ユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (830 単位)									
	b 経過のユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (782 単位)									
	a 経過のユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援1 (830 単位)									
	b ユニタ型 2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (782 単位)									
(6) ユニタ型 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 介護予防短期入所療養介護費 (1)	a ユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (630 単位)	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		b 経過のユニタ型 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (782 単位)								
	a 経過のユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援1 (630 単位)									
	b ユニタ型 2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (782 単位)									
	a ユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準>	要支援1 (656 単位)									
	b 経過のユニタ型 1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型標準の多床室>	要支援2 (797 単位)									
(7) 療養介護費	(1) 日につき 8 単位を計算(1 日につき 2 回を 1 回として)										
	(8) 緊急時対応設備費	4 緊急時対応設備管理 (1 月につき 1 日につき 18 単位を計算)									
		0 特定設備									
	(9) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (1 日につき 3 単位を計算)									
		(二) 認知症専門ケア加算(2) (1 日につき 4 単位を計算)									
	(10) 特別診療費 (※2)										
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (1 日につき 22 単位を計算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(2) (1 日につき 18 単位を計算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(3) (1 日につき 6 単位を計算)										
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1 月につき 十円定率額×20/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(2) (1 月につき 十円定率額×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(3) (1 月につき 十円定率額×10/1000)										
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1 月につき 十円定率額×15/1000)										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1 月につき 十円定率額×14/1000)										
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算(3) (1 月につき 十円定率額×11/1000)										
(14) 介護職員等特定処遇改善加算(4)	(1 月につき 十円定率額×5/1000)										

※ 緊急時対応設備費、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算(4)」は、支給限度額制度の対象外の算定項目

※ 認知症専門ケア加算を適用する場合には、医療介護連携加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10-2 介護予防特定施設入居者生活介護費【P62】

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位) 要支援2 (311 単位)	介護職員等の 人数の算定に 関係しない場合 ×70/100	介護職員の勤務 の標準に満たな い場合 ×70/100	身体拘束禁止実 施回数 -18単位 -311単位	住生活援助上程 費加算(1) 1月につき +100単位 (3月に1回を限 成)	住生活援助上程 費加算(2) 1月につき +100単位 ※ただし、個別課 程加算が算定さ れている場合は、1月につき+ 100単位	個別課程加算 加算(1) 1日につき +12単位	個別課程加算 加算(2) 1月につき +20単位	若年性認知症入 居者受入加算 1日につき +120単位	医療機器整備加 算 1月につき +80単位	口腔衛生管理体 制加算 1月につき +30単位	口腔・栄養・リ ハビリ加算 1回につき +20単位 (6回1回を 限成)	科学的介護推進 体制加算 1月につき +40単位	障害者等支援加 算	要支援1 1504単位 要支援2 3,004単位	認定介護予防 サービス事業者による介護予防サービスが 行われる場合
ロ 外都庁サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)			×70/100													指定訪問介護 の訪問介護が必要とされた者 1,067単位 1週に2回以上訪問介護が必要とされた者 2,115単位 1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る) 3,055単位 指定通所介護 要支援1 1504単位 要支援2 3,004単位 介護予防研修システム導入促進費 介護の各サービスの本格的な展開のための、90/100 (介護予防通所リハビリテーションの運営サービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具費等 介護予防の福祉用具費と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分が別途算定 を要する。

ハ 認知症専門ケア加算 (1日につき算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 8単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															

ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×66/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×33/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
----------------------	---	---------------------------------

ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×12/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
-------------------------	--	---------------------------------

ト 介護職員等 処遇改善 加算	(1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
-----------------------	------------------------	---------------------------------

※ 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位